

契約者配当の透明性について

—— ドイツの事例 ——

江 澤 雅 彦

．はじめに

2005年7月26日、ドイツ連邦憲法裁判所（Bundesverfassungsgericht、以下、憲法裁判所と表記する）第1部（Erste Senat）は、生命保険の契約者配当に関する判決（1 BvR 80/95）を下した⁽¹⁾。その内容は、立法者が、剰余金配当付の貯蓄性生命保険（kapitalbildende Lebensversicherung）において、契約終了時に配分される最終配当の決定⁽²⁾の際に、保険料支払によって形成される財産価値が適正に考慮される十分な法的措置を何ら講じていないという点で、ドイツ連邦共和国基本法（Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland）に定

(1) 判決文は、www.bverfg.de/Entscheidungen 参照。

(2) ドイツの生命保険会社において、顧客が保険料を支払ってから剰余金配当を受け取るまでのプロセスは次のとおりである。(1) 支払われた保険料から、見積もられたリスク保障、一般管理費、販売手数料が差し引かれ、残額が貯蓄保険料となる。(2) 貯蓄保険料は資産運用され、簿価部分と後述する秘密準備金となる。資産運用により、利子配当収入と投資対象の売却損益（後述する秘密準備金と秘密負債の開放を伴う）が発生し、その合計額が資産運用収益となり、少なくともその90%は顧客への配当原資としなければならない。(3)(1)で見積もられたリスク保障、一般管理費、販売手数料に有利差異が生じた場合、適正な（angemessen）比率で、顧客への配当原資と保険会社への資金に振り分けられる。(4) 顧客は年次配当と契約終了時に最終配当を受け取る（Herden, I. [2005] S. 92 の図より）。

められる義務（具体的には同法第 2 条第 1 項および第14条第 1 項⁽³⁾による義務）に違反しているというものである。そして憲法裁判所は、2007年12月31日までに基本法に合致する法律を設けるよう立法者に要請し、さらに同新法がその時点での既契約にも適用しうるか否かも検討するよう求めた⁽⁴⁾。

以下、本稿では、同判決の内容を紹介しながら、同判決の特徴となる事項を 3 点（ 秘密準備金（*stille Reserve*）を認識することの有効性、 広範な情報開示の要請、 被保険者全体の利益と個別被保険者の利益）取り上げて考察し、またこのなかで特に、秘密準備金の開示について結果的にさきがけとなったわが国の対応策を検討したい。

・ 憲法裁判所判決までの経緯および内容

（ 1 ） 契約の締結

1964年、原告（男性）は、被告ゴータ生命（当時は相互会社であったが、その後、株式会社に変更）と生命保険契約を締結した。保険金額は50,000マルク、年払保険料は1,250マルクであった。満期は2009年という契約であった。この保険は、いわゆる調整保険（*Anpassungsversicherung*）⁽⁵⁾で、約定された保険期間を短縮化するために、通常の利益配当を保険金額に充当しながら積み立てを行うというものであった。その結果、1989年 3 月に保険契約が満期とな

(3) 基本法第 2 条第 1 項：「何人も、他人の権利を侵害せず、かつ憲法的秩序または道徳律に違反しない限り、自らの人格の自由な発展を求める権利を有する。」

基本法第14条第 1 項：「所有権および相続権は、これを保障する。内容及び制限は、法律で定める。」（原文及び和訳は www.fitweb.or.jp 参照）

(4) 判決文【98】参照（本判決文には、部分ごとに通し番号が 1 から100まで打たれているため、引用箇所はその番号に従い、このように示すこととする。以下同じ。）

(5) 《財生命保険文化研究所『生命保険用語独和辞典 93年改定版』によれば、改築保険（*Aufbauversicherung*）ともいい、途中いつでも何度でも一時的追加支払いをして、保険期間を短縮したり、保険料払込期間を短縮したり、以後の払込保険料を減額したりすることのできる保険をいう（同書 p. 19参照）。

り、原告は58,350マルクを受け取った。連邦保険監督庁（当時、BAV: Bundesaufsichtsamt für Versicherungswesen）が実施した検査では、剰余金の割当分は被告の事業方法書（Geschäftsplan）や毎年、事業報告書（Geschäftsbericht）に公表されている利益配当率に従って正当に算出されているとされた⁽⁶⁾。

原告は自分に支払われた利益配当が、被告の定款や広告での説明からみて低すぎると考えた。原告は、剰余金配当（Überschussbeteiligung）の決定に当たっては、被告の保有する秘密準備金も考慮すべきであるとした⁽⁷⁾。また被告には、原告に対して剰余金と秘密準備金を含めた収益に関し情報を提供する義務があると主張した⁽⁸⁾。

（２）３つの裁判所からの判決

原告が訴えを起こした際、被告へ要求したのは、十分な証拠の呈示の下で、1963年２月１日と1989年２月28日の間に支払われた生命保険料のうち、危険保険料と貯蓄保険料から実際に獲得された剰余金と収益（収益から形成された秘密準備金を含む）に関して情報を提供し、提供された情報にしたがって見積もられた金額のうちすでに支払われた58,350マルクを超える金額に、訴訟の係属期間に対し４％の利子を付して支払うこと⁽⁹⁾、であった。

この訴えは、第一審のダルムシュタット地方裁判所判決（1991年５月３日）、フランクフルト・アム・マイン上級地方裁判所判決（1993年５月５日）、さらに連邦通常裁判所判決（1994年11月23日）のいずれにおいても退けられる結果となった。その理由を列挙すると以下のとおりである⁽¹⁰⁾。

(6) 判決文【２】参照。

(7) ここで秘密準備金とは、保険者が有価証券や不動産を取得原価で貸借対照表に計上し、かつ当該資産の市場での売却時価がその取得価額を上回る場合に生ずる、いわゆる「含み益」である（Ruhkampff, S. [2005] S.6 参照）。

(8) 判決文【３】参照。

(9) 判決文【28】【29】参照。

(10) 判決文【30】【31】【32】【34】【36】参照。

- a) 利益処分に関する規定は普通保険約款に設けられており、それは監督当局によって認可された事業方法書に従っている。これを被告が実施したとしても、原告に対して信義誠実に反する不利な扱いをしたとはいえない。
- b) 相互会社(当時)の社員であるという根拠のみによって、被保険者は脱退時に秘密準備金の取り崩しを要求できる訳ではない。また実際にその換金はほとんどできない。
- c) 確かに秘密準備金の形成は契約者にとって透明ではなく、保険会社には大きな裁量の余地が存在する。しかしながら、それが一般的に契約者に対する不適切で不利な扱い(Benachteiligung)を意味することはない。
- d) 情報提供の要求は排除される。なぜなら、被保険者には継続的な剰余金請求権は帰属しないからである。
- e) 原告は、裁判において、給付の確定を可能にするような数字による資料を何ら提出しておらず、被告が剰余金配当を正確に決定していないこと、あるいは準備金やコストの過大計上や、財産の入れ替え(Vermögensverschiebungen)によって剰余金を縮小させたといった具体的な非難をほとんど行わなかった。
- f) 透明性の要請の意味は、被保険者が既存の権利の貫徹を妨害されるというリスクを防止することにある。契約者が不明確に規定された普通保険約款によりその権利を主張できないという危険の中に、不適切で不利な扱いが存在する。しかしながら、本件においてそうした危険は存在しない。
- g) 検証すべきことは、生命保険の普通保険約款や定款において該当する規定がないために、契約者が不適切に不利な扱いを受けているか否かである。法に関する検査が、約款の内容を超えて規定の欠如にまで及ぶか否かという問題は未解決である。なぜなら、該当する規定がないということは契約目的を害する不利な扱いとは見なされないからである。

以上のような3つの裁判所の判断に対し、原告は異論を唱えた。すなわち、

剰余金配当に関して被保険者は保険会社の意思決定に影響を与えることができないため、その請求権には法的な保護が必要である。被保険者に民法上の請求権を認め、剰余金配当に関し保険会社から報告を受ける権利（Auskunftsrecht）を与え、秘密準備金のように新たに生じた財産価値を適正に考慮することを確保することが、唯一の解決策であると主張した⁽¹¹⁾のである。

当初の原告が1995年12月24日に死亡すると、こうした主張は彼の3人の相続人（男性1名、女性2名）に受け継がれ、審理の場は憲法裁判所へと移った⁽¹²⁾。

（３）憲法裁判所での判決

前述のとおり、憲法裁判所での判決は2005年7月26日に下された。その内容は以下のとおりである。

- a) 立法者は、剰余金配当付きの貯蓄性生命保険の領域において、契約終了時に配分される最終配当の決定の際に、保険料の支払いにより形成される財産価値が適正に考慮されるような法的措置を何ら講じていないという点で、基本法第2条第1項および第14条第1項による義務に違反している。
- b) その他の点で違憲抗告（Verfassungsbeschwerde）は却下される。
- c) ドイツ連邦共和国は、抗告人に、必要な出費の4分の3を償還しなければならない。

ここで、同判決の内容に関し以下の2点を指摘することができる。

1) 違憲抗告の「部分的」肯定

判決文を読み進めていくと、憲法裁判所の立場は、違憲抗告を「部分的」に肯定していることがわかる。すなわち、剰余金配当付きの貯蓄性生命保険の法

(11) 判決文【38】参照。

(12) 判決文【1】参照。

規制は、現在も、また本件保険関係終了時点である1989年においても、基本法第2条第1項が謳う私的自治の保障や同法14条第1項による所有権の保障を十分満たしているとはいえない。なぜなら、最終配当の決定時に秘密準備金を適正に考慮する十分な法的措置は欠如しており、また最終剰余の決定の仕組みが被保険者には不明で、適正に割り当てられているか否かを判断できないからである⁽¹³⁾。

以上のように憲法裁判所は現行の剰余金配当制度の欠陥は認めたが、同制度はあくまで現在の法秩序に則って運営されているため、原告が求めるように、

秘密準備金を剰余金配当決定の際に考慮すること、剰余金配当に関する情報提供による透明化の推進、に即座に応じるよう求めることはしなかった。むしろ個々の契約者の利害を考慮した剰余金配当制度を構築する基礎となる法整備をするよう、立法機関にその責任を負わせたのである。新法は、2008年1月1日から発効させることとし、その時点で新法が既契約に効力をもつか否かもあわせて検討させることとした⁽¹⁴⁾。

2) 生命保険契約の特徴にもとづく根拠付け

被保険者は契約締結時にはいくつかの保険会社の商品を保険料や保険給付の観点から比較し、自主的な意思決定の下に特定の商品を購入したのであるから、当該商品に関し定款や約款で定まっている現行の配当方式を甘受すべきではないかとの異論に対し、憲法裁判所は以下のように生命保険契約の特徴をもって、判決の根拠付けを行っている⁽¹⁵⁾。

すなわち、契約締結時にはそうした比較購入が可能であっても、いったん契

(13) また憲法裁判所は、それまで審理を行った裁判所が、契約法一般、保険契約法、およびそれらに関連する普通取引約款から、支払われた生命保険料の危険部分と貯蓄部分によって獲得される剰余金と収益に関する原告の報告要求を根拠づけるために役立つ規定を取り出すことができなかった、と述べている（判決文【84】参照）。

(14) 判決文【57】【58】【94】【97】【98】参照。

(15) 判決文【79】【80】【81】，Schröder, J. [2005] S. 1227 参照。

約を締結すると、契約者が保険会社との契約関係に影響を与える可能性はかなり制限されている。解約して他の保険会社へ乗り換えようとしても、特に早期解約の場合、多額の解約返戻金は期待できない、いわゆる「フロント・エンド・ロード」システムの下で再度、高額の新契約費を負担しなければならない、加齢による予定死亡率の上昇で保険料も高額化する、保険料の積立期間が短縮化するため剰余金配当の額もそれに応じて低下する、といった理由から、そうした行動は間接的に阻止されている。憲法裁判所は、このような意味で、生命保険をめぐる保険者間の競争は、契約者に対する効用提供という点では制限的にしか機能していないと判断し、契約者の利益を保護するため、上述のような判決を下したのである。

・同判決の特徴

（１）秘密準備金を認識することの有効性

１）現行商法規定との関連

上述のとおり、憲法裁判所は剰余金配当の決定にあたって、秘密準備金を考慮する必要があることをみとめた。ドイツの商法（HGB: Handelsgesetzbuch）は、資産・負債の評価に関する一般原則のなかで、「利潤は、それが決算日に実現された場合にのみ価値を認識しなければならない」⁽¹⁶⁾として、いわゆる未実現利益の計上を禁じている。今回の判決を受けて、現在もすでに行われているが、期中に当該資産を売却して、積み立てられた秘密準備金を実現させ、それを配当原資に含める方式を「規則的」に行なうことに限定するか、あるいは商法の規定との抵触を回避する何らかの法的手当てをした後に、未実現のまま剰余金に含める方式も認めるかは、現在のところ不明である⁽¹⁷⁾。

⁽¹⁶⁾ 同法第252条第1項4号。

⁽¹⁷⁾ Schröder, J. [2005] S. 1227 参照。

2) 秘密準備金の「変動性」

また秘密準備金の認識にあたって今1つ考慮すべきことは、その大幅な「変動性」にある。表1は1998年から2004年まで隔年で、2004年の時点の秘密準備金保有額が最大となっている Allianz 社から順に10社掲げたものである。2002年には Debeka 社を除いた9社が残高を減らしている。その後の2004年の対応で、大幅に積み増しを行った R+V 社、DBV-Winterthur 社、一方ピーク時の4割以下の水準に残高を抑えた Alte Leipziger 社など、秘密準備金の保有・取り崩しが、各社の経営判断により、かなり相違するものであることが分かる。

また表2は、事業報告書への記載が強制化された⁽¹⁸⁾1997年から2004年までの生命保険全社における秘密準備金とそれが運用資産の簿価合計に占める割合を示したものである（なお2004年については推定値である）。

表1 秘密準備金実額（カッコ内は隔年の増減率）

単位：10万ユーロ，%

会社	1998	2000	2002	2004
Allianz	144,476	176,530(22.2)	46,320(- 73.8)	66,910(44.5)
R+V	17,594	14,073(- 20.0)	370(- 97.4)	10,660(2,781.1)
Debeka	5,472	3,987(- 27.1)	4,733(18.7)	8,709(84.0)
Hamburg-Mannheimer	50,046	64,312(28.5)	- 6,204(- 109.6)	7,826(226.1)
Alte Leipziger	11,586	14,311(23.5)	4,756(- 66.8)	5,123(7.7)
Iduna	14,042	11,520(- 18.0)	3,713(- 67.8)	4,737(27.6)
Swiss Life	6,738	7,378(9.5)	1,130(- 84.7)	4,203(271.9)
DBV-Winterthur	10,913	13,451(23.3)	471(- 96.5)	3,609(666.2)
Westfäl.Provinzial	6,182	6,255(1.2)	1,172(- 81.3)	3,031(158.6)
Württembergische	8,820	9,545(8.2)	2,178(- 77.2)	2,999(37.7)

（出典）Herden, I. [2005] S. 88 より作成。

(18) Ruhkamp, S. [2005] S. 6 参照。

表2 秘密準備金の動向

(単位: 億ユーロ, %)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
秘密準備金	510	530	740	710	300	0	90	250
簿価割合	12	11.5	14.8	11.4	5.3	0	1.5	NA

(出典) Schradin, H. [2005] S. 5.

表2 から分かれるとおり, 秘密準備金の額は90年代末に大幅に増大したが, それは, 資本市場危機に向かうわずか3年の間に使いつくされた。秘密準備金の配当原資としての資格には, 一定の制約条件を付けるべきであることが確認できよう。

次に, 剰余金配当の原資全体の動きをみるために, 秘密準備金の積み増し分を税引前・配当前の粗剰余の増加要因, 逆に同準備金の取り崩し分を減少要因として, いわゆる「秘密準備金込みの」税引前・配当前の粗剰余を求める。その結果が表3である。

表2, 3における期間に限定する限り, 秘密準備金を配当原資とすると, 粗剰余や剰余金配当のボラティリティーは大幅に上昇することが分かる。たとえば, それを数値で確認するために標準偏差を計算すると, 税引前・配当前の粗剰余の場合, 約50億ユーロで, 秘密準備金の変化を考慮した場合の標準偏差は約250億ユーロとなる。

また, 剰余金配当の原資へ秘密準備金を算入することを制度化する場合, 逆

表3 粗剰余の動向

(単位: 億ユーロ)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
税引前配当前の粗剰余	162	175	192	200	137	55	110	NA
秘密準備金込みの粗剰余	NA	195	402*	170	- 273	- 245	200	NA

(出典) Schradin, H. [2005] S. 6 参照。

(注) *引用文献によれば392となるが, 表1の秘密準備金の残高と表2の税引前・配当前の粗剰余の金額を前提とすれば, 402に修正すべきである(著者に確認済)。

に資産の売却時価が取得原価を下回った際に生ずる「秘密負債」(stille Lasten)⁽¹⁹⁾いわゆる含み損も考慮に入れる必要が生ずる。表 2 において 2002 年の秘密準備金残高はゼロとなっているが、オフバランスの形で含み損がある可能性もある。たとえばわが国の場合、大手中堅 9 社⁽²⁰⁾でみると、2004 年度末決算において国内株式の含み益は 6 兆 935 億円 (対前年度 1 兆 214 億円増) で、各社とも株式投資を積極的に増やした訳ではなく、より資産効率の高い銘柄への入れ替えなどが効を奏し、含み益の増加にいたったとの評価がなされている。ただわずか 2 年前の 2002 年度末決算時には、日経平均株価が 7,972 円まで下落し、9 社合計で 4,000 億円の含み損となっている。

このように、秘密準備金はそれ自体が大幅に変動するだけでなく、株式相場下落により反転して、秘密負債に変わる可能性を常に併せもっている。判決文にも指摘⁽²¹⁾があるが、剰余金配当において秘密準備金を考慮することは保険企業の財務安定性や、被保険者の利益を害する場合もあることに注意しなければならない。

(2) 広範な情報開示の要請

前述のとおり、憲法裁判所は、秘密準備金が剰余金配当の中にどの程度反映されているかを透明にする情報開示のシステムを今後の法整備を通じて構築するよう立法者に要請した。ただ本判決においては、剰余金の源泉、新契約費、一般管理費 (Verwaltungskosten)、およびその他保険金支払条件に関する情報等についても開示要請がなされているのである⁽²²⁾。

たとえば剰余金の源泉の開示であれば、死差益、利差益、費差益、といった

(19) Surminski, M. [2005] S. 491 参照。

(20) 日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命、三井生命、朝日生命、太陽生命、大同生命、富国生命を指す。

(21) 判決文【47】参照。

(22) 判決文【97】参照。

いわゆる３利源の開示が中心になると考えられる。３利源の開示に関して、筆者自身、わが国における現行の開示資料、具体的には『○○生命の現状』からもその実額を把握できず、１年間の経営活動の成果として得られる「剰余金」の発生状況を源泉別に捉える道が閉ざされているのは、是正すべきであると主張したことがある⁽²³⁾。

また、憲法裁判所による開示要請項目に新契約費、一般管理費が含まれていることもその意義は大きい。それが、保険料の内訳情報の開示⁽²⁴⁾に繋がると考えられるからである。従来わが国においても、保険料の内訳、すなわち純保険料（これはさらに危険保険料と貯蓄保険料に分けられる）と付加保険料の分解とそれぞれの金額表示は、次のような理由により「タブー視」されてきた。すなわち、第１に、諸外国においても内訳を開示しているところが見当たらないこと、第２に一般の企業でも、商品の原価情報の開示義務はないこと、第３に保険料の計算式等が理解しにくいこともあって、開示したとしても誤解されるリスクが伴うこと、が挙げられる。これらはすべて、保険料の内訳表示を否定する積極的根拠とはいえない。１９９４年における実体的保険監督主義の廃止（Wegfall）⁽²⁵⁾、具体的には約款・料率の事前認可制度の廃止という事態のなかで、商品内容・保険料率の自由化が進めば、ドイツにおいて生保会社は販売促進の一環としてもこうした開示を行うべきであろう。

さらに新契約費の開示が進めば、割高とされる営業職員、代理店、ブローカー等、いわゆる保険仲介人への販売手数料への契約者の不満が高まり、フロ

(23) 江澤雅彦 [2002 - a] pp. 213-214 参照。

(24) こうした保険料の内訳に関し、ドイツですでに導入されているリースター年金（Riester-Rente）が模範になりうるとされている。同年金において新契約費は１０年（当面５年）間で配分され解約控除もごく少額であるという（Ruhkamp, S. [2005] S. 7, Herden, I. [2005] S. 94, Surminski, M. [2005] S. 493, Schönwitz, D. [2005] S. 89 参照）が、この点の検討については別の機会に譲りたい。

(25) Weber-Rey, D./ Ressos, A./ Mönnich, U. [2005] S. 496 参照。

ント・エンド・ロードシステムを見直して、継続手数料のみの負担とすることが主張されたり、手数料率の下降圧力、やがては販売チャネル構造自体の再考を迫られる可能性も生じる⁽²⁶⁾。またその可能性は、判決文も指摘するとおり、EC 指令の国内法化や外国企業との競争激化といった変化によってもさらに高まると考えられる。具体的には、ドイツに参入している英国の保険会社が自主的にそうした開示を実施している⁽²⁷⁾という。

(3) 被保険者全体の利益と個別被保険者の利益

1) 保険監督法と基本法の立場

判決文の中で、憲法裁判所は、現在の保険監督法が、被保険者全体の利益と保険制度の機能の確保を目的とするため、同法の立場からは、秘密準備金は可能な限り将来に備えて保有されねばならず、結局それは、個々の被保険者の利益と衝突することになると述べる。そしてその意味で立法者は、最終配当の決定に当たり憲法上規定された個々の被保険者の保護を十分確保しているとはいえない、としている⁽²⁸⁾。

前述したように、新法策定に当っては、期中での資産売却による実現益を配当原資とする方法に限定する、秘密準備金を未実現のまま剰余金に含める方法も認める、といった2つの選択肢がある。ただし、前者の方法に限定するとしても、それが保険監督法の志向する被保険者全体の利益に合致するか否か、疑問視する指摘⁽²⁹⁾もある。すなわち、形成される秘密準備金の大半は、利子の下降による確定利付債券の相場上昇によるものとされ、当該債券を売却し

⁽²⁶⁾ Schönwitz, D. [2005] S. 89, Baumhauer, M [2005] S. 1228 参照。

⁽²⁷⁾ Ruhkamp, S. [2005] S. 7 参照。なお英国では、金融サービス法にもとづく自主規制機関が公正取引庁との連携の下に販売時の商品情報開示について詳細な規制を加えている。そうした規制の枠組みにおいて、1996年以降、ブローカーのみならず、1社専属のエージェントに対しても、一保険料の内訳ではないが—手数料の開示を要求している（古瀬 [1997] p. 165以下参照）。

⁽²⁸⁾ 判決文【92】【93】参照。

⁽²⁹⁾ Surminski, M. [2005] S. 492 参照。

て秘密準備金を実現させた場合、それを最終配当の原資として受け取る保険団体からの「退出組」と、自ら支払う保険料で低利子での新規投資を余儀なくされる「残存組」のあいだに利益の相反が生ずるからである。

立法者に対し、そうした状況を改善する法制度を2007年末までに策定することを憲法裁判所は要請したが、その際、現行法の枠組みで行う以外に、生命保険法やそれと関連する会社法、会計法といった法的構造自体を変更する選択肢もありうることを表明している⁽³⁰⁾。

2) 保険監督法の基礎としての危険団体 (Risikogemeinschaft) 論

憲法裁判所は、立法者が最終剰余を個々の被保険者の利益に合致するよう決定することは妨げられており、そのことは、保険法にとっての典型的な基本思想が危険団体にもとづくことと矛盾するものでない⁽³¹⁾、と述べている。しかしながら、経済社会的観点からは、わが国においてかなり以前から、保険種類が多様化し、マーケティング思考が浸透した現代保険事業において、危険団体論を基調とする保険理論は時代の要請に応えないとの主張がなされてきた。

危険団体論は、保険者の性格づけという観点から次のような批判を受けている。すなわち、危険団体理念の下で保険者は、同じ危険にさらされている人々の自発的な結合により生じた連帯組織の管理者 (Verwalter) となる。しかしながら今日の保険者は、経済原則に従って意思決定を下さし、販売、資産運用、契約管理といった諸業務を行いつつ、保険市場において競争する企業家 (Unternehmer) と捉えるべきである。また被保険者もこの連帯組織の「加入者」として行動せず、またそうした意識も有していない。彼らは個々の目標にしたがって保険購入に関する意思決定を下す「市場参加者」 (Marktteilnehmer) として特徴づけられる。かつて Müller, W. 教授は、1989

(30) 判決文【97】参照。

(31) 判決文【95】参照。

年に発表した論文において、当時のドイツ保険業界を顧み、保険会社が上述の管理者と企業家という2つの顔を有していると説いた。すなわち企業家としての保険会社は、主として保険販売の分野で激しいシェア獲得競争を展開しているのに対し、危険団体の管理者としての保険会社は、実体的保険監督の下、競争制限的な価格規制および商品規制を受けていると⁽³²⁾。保険会社に対しては企業家としての競争意識を価格面、商品面においてももつこと、また監督官庁に対しては、保険会社の規制に当たっての基本理念を再構築すること（具体的にはまず第1に、保険会社を市場での競争者と捉えること）、これらを要請するのが、当時の教授の主張の趣旨であったと考えられる⁽³³⁾。約5年後の1994年、前述のとおり約款・料率の事前認可制度が廃止され、保険会社は、シェア獲得競争のみでなく、商品開発、料率設定においても競争にさらされる純粋な意味での企業家となり、管理者としての特性を失うこととなった。

こうした状況下に、ただ法制度、監督官庁のみが従前の危険団体を基礎においた管理者モデルにしたがった規制を展開⁽³⁴⁾しては、被保険者、保険業界双方にとって不利益となる。そういう意味でも危険団体論から脱却し、上述したように、関連法規を含めた法的構造自体を見直すといった抜本的な制度改定が望まれる。

・わが国における対応—時価会計の導入—⁽³⁵⁾

秘密準備金、資産の含み益を剰余金配当の原資として考慮すべきであるとい

(32) Müller, W. [1989] S. 1348 参照。

(33) 江澤 [2002 - a] pp. 101-102参照。

(34) なお監督官庁が、被保険者の利益保護が十分でないと考えるのは、「保護に値する被保険者の利益が侵害され、その侵害が、被保険者全体の利益（下線は筆者）や当該保険部門の特殊性を考慮した場合に不適当であるとみられ、かつその侵害が当局の介入が正当とされるほど重大であるとされる場合」に限定されている（判決文【92】参照）。

(35) 以下は、江澤 [2002 - b] pp. 63-65に負っている。

う考え方、これが本稿で取り上げたドイツ憲法裁判所の判決であった。実際に制度の改定がどのように進むかは立法化の過程に委ねられている。ここでは、この問題に関して日本が出した「一応の対応策」である、時価会計制度を検討したい。

(1) 導入の背景

わが国の生命保険会社は、特に「ザ・セイホ」という呼称が広く使われていた1980年代、潤沢な株式含み益と平準純保険料式責任準備金の積み立てにより十分健全な財務構造を有していると考えられていた。しかしながらその後の株価の低迷、低金利の長期継続といった厳しい経営環境において、特に1997年度以降、7件の経営破綻の発生、また保有契約高の対前年割れを経験している。家計を構成する人々が直面する生活上の種々のリスクを処理することを主要な機能とする生保会社自身に対し、リスク管理の重要性が指摘されてきた。すなわちわが国では、ドイツのケースのように資産の含み益を剰余金配当の原資にするという要請とは逆に、含み損の先送りを封じることがを目的として、保有している株式等の有価証券、取引先への売掛債権や貸付金等についてその貸借対照表価額を時価で表示する「時価会計」が導入された。このリスク管理の有効な一手段としての時価会計は、2001年3月期の生保会社決算から一部の有価証券に対し導入された。

(2) 有価証券の保有目的別分類

生保会社での導入は、わが国企業会計審議会が1999年1月22日に公表した「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下、「意見書」と呼ぶ)が、金融商品への時価会計導入を提言したことを受けたものである。

「意見書」は、下記のように有価証券をその保有目的により5つに分類し、評価基準、評価差額の処理を定めている(下記参照)。

各種類の評価基準と評価差額の処理の根拠⁽³⁶⁾は以下のとおりである。

(a) 売買目的有価証券...時価の変動により利益を得ることを目的として保有

種 類	評価基準	評価差額の処理
売買目的有価証券	時価法	当期損益に計上
満期保有目的債券	償却原価法	
子会社・関連会社株式	原価法	
市場価格のない有価証券	原価法または償却原価法	
その他有価証券（持合株式を含む）	時価法	税効果調整のうえ資本の部に区分計上

（出典）田中〔1999〕p. 38

する有価証券のことで、投資家にとっての有用な情報および企業にとっての財務活動の成果は有価証券の期末時点の時価に求められるため、時価をもって貸借対照表価額とする。またこの有価証券は売却することに制約がないと認められるため、評価差額は当期損益として計上する。

- （b）満期保有目的債券...これは、たとえ時価が算定できるものであっても、満期まで保有して、元本および利息を受け取ることとしているため、金利変動に伴う価格変動リスクを認識する必要はなく、償却原価法による価額を貸借対照表価額とする。
- （c）子会社及び関連会社株式...たとえ時価が変動しても財務活動の成果とはいえないため、取得価額を貸借対照表価額とする。
- （d）市場価格のない有価証券...客観的な時価を把握することができないため、取得原価または償却原価をもって貸借対照表価額とする。
- （e）その他有価証券...時価をもって貸借対照表価額とするが、事業遂行上の必要性からただちに売却・換金を行うことには制約を伴うこともあるため、評価差額は当期の損益に含めず、税効果を調整したうえで資本の部に区分表示する。具体的には、また、期末時点の時価に代えて期末前1か月の平均時価を適用することも選択でき、また安全性の観点から、評価益は資本の部に計上し、評価損は損益計算書に計上することもできる。保有資

(36) 田中〔1999〕pp. 38-40参照。

産を時価で評価し決算に反映させることとなり、株式の含み損が発生した場合、その約6割が資本から差し引かれ、含み益が発生した場合、その約6割が資本に加算されることとなる（ともに実効税率を約4割とした場合）。

以上の基準は2001年4月1日から開始する事業年度から実施されたが、その他有価証券の時価評価についてはその影響がきわめて大きいと予想されることから、1年猶予を置いて2001年4月1日以降に適用されることとなった。ただし2000年4月1日からの適用も認められた。

（3）保険業固有の対応―「責任準備金対応債券」―

「意見書」の内容が実施に移されれば、生保会社が保有する有価証券については、子会社・関連会社株式を除いてそのほとんどが「その他有価証券」に該当すると考えられた。したがって、資産については従来オフバランスで管理されていた有価証券含み損益がオンバランスで認識されるようになる。損益計算書上にはその影響がほとんど現れないものの、それまで批判を受けてきた含み頼みの経営に決別を迫るという評価³⁷⁾もなされた。しかしながら、責任準備金の時価評価されない現状においては、金利変動（特に上昇）によって、固定金利の債券の評価損が生じると、会計上は資本が毀損される結果となる。そうした自体を避けるため保険会社に対してのみ「責任準備金対応債券」という保有目的区分が特例的に認められ、評価基準としては償却原価法が採用された。

（4）2005年3月期における決算の状況

わが国における生保会社の上述の意味での「時価会計」も5年を経過した。表4では一例として、日本生命のディスクロージャー誌である『日本生命の現状2005』にもとづき、2005年3月期における時価情報の開示状況を示す。

このように、損益計算書あるいは貸借対照表に直接計上されなくとも、開示

³⁷⁾ 猪ノ口 [1998] p. 232参照。

表 4 有価証券の時価情報

(単位: 百万円)

	貸借対照表価額	帳簿価額	時価	差損益
売買目的有価証券	146,787	140,953	146,787	(差益) 5,834
満期保有目的債券	151,860	151,860	152,786	(差益) 926
子会社及び関連会社株式	53,718	53,718	77,244	(差益) 23,526
その他有価証券	14,098,266	10,752,008	14,098,266	(差益) 3,346,258*
責任準備金対応債券	16,114,189	16,114,189	16,595,643	(差益) 481,454**

(出典)『日本生命の現状2005』pp.134-135より作成。

*差損207,955百万円控除後の金額である。

**差損123,840百万円控除後の金額である。

のレベルでは評価差額の把握が可能である。同社ではその他、時価のない有価証券として、子会社及び関連会社株式の帳簿価額282,129百万円、その他有価証券の帳簿価額386,962百万円が開示されている⁽³⁸⁾。

本稿で取り上げた秘密準備金を表4から算定すると、満期保有目的債券の差益926百万円、子会社及び関連会社株式の差益23,526百万円、責任準備金対応債券の差益481,454百万円の合計額、505,906百万円となる。比率でいえば、差益合計額3,857,998百万円のうち、13.1%が秘密準備金となる。

秘密準備金の開示については以上の通りであるが、この後、秘密準備金を剰余金配当にどう「適正に」反映させるかが問題である。たとえば上の例の場合、金額的に最も重要と考えられる、「その他有価証券」の差益3,346,258百万円を、資本勘定の中でいかに「配当原資」と「財務上のバッファ」の2つに区分するかといった課題が残される。

・むすびにかえて

(1) 被保険者同盟

ドイツでは、特に配当付き生命保険が投資 (Geldanlage) と同一視される傾

(38) 『日本生命の現状2005』p.135参照。

向が強いという⁽³⁹⁾。苦情統計において全保険種目中、毎年その「トップ」に位置するのが生命保険であり、とりわけその「配当の低さ」が不満のもとになっているという⁽⁴⁰⁾。そうした国民性の中で、ある被保険者が、自分の受け取る最終配当額は自分の支払った保険料から見て低いと感じ、「自分の支払った保険料によって生じた秘密準備金が十分配当に反映されていないのでは」といった疑問が発端となり、本稿で取り上げた憲法裁判所判決にいたる一連の訴訟が展開された。判決は既述のとおり、剰余金配当の透明化に向けた法整備を立法者に求めるものであったが、この事例を含むさまざまな訴訟において被保険者を支援してきた「被保険者同盟」(BdV: Bund der Versicherten)もこの判決を歓迎し、2005年7月26日を「被保険者の偉大な日」と表現した⁽⁴¹⁾。同組織のホームページ⁽⁴²⁾によれば会員50,000人を有するこの大規模消費者保護組織は、1982年に設立され、完全に独立の立場で、設立来、保険消費者の権利のために尽力してきた。公益組織として財政は会員からの会費(年40ユーロ、若年者は20ユーロ)のみで賄われ、会員は種々の情報を入手でき、個別に保険相談や法律相談を受けられるという⁽⁴³⁾。

(2) 米国の先行事例

生命保険会社に対して、剰余金配当にせよ、保険料にせよ、いわゆる生保商品の価格構成要素に関する透明化、すなわち情報開示を求めた別の事例として、われわれは、米国連邦取引委員会(FTC: Federal Trade Commission)による生保業界への「利回り開示要求」を想起することができる⁽⁴⁴⁾。同委員会

(39) Schönwitz, D. [2005] S. 88, 清水 [2001] p. 189 参照。

(40) Herden, I. [2005] S. 86 参照。

(41) “Richter zwingen Versicherungen zu höherer Gewinnbeteiligung,” Handelsblatt, 27.07.2005, S. 1 参照。

(42) www.bundderversicherten.de 参照。

(43) 契約者同盟の解釈によると、憲法第14条第1項は、保険料に含まれる安全割増は、リスクが実現しなかった場合、契約者に完全に返還されることを要求しているという(判決文【50】参照)。

(44) 以下、江澤 [2002 - a] pp. 4-26 参照。

は、1979年7月、『スタッフ・レポート』（正式には Life Insurance Cost Disclosure; Staff Report to the Federal Trade Commission）を公表し、その中で終身保険の利回りをリントン利回り（Linton Yield）を用いて算出し、それを他の金融商品と比較して、前者の利回りの低さを強調した。そしてこうした比較を通じて同レポートは、消費者が保険会社に保険料として払い込んだ金額中のキャッシュ・パリュウ部分に対する利回りが開示されない限り、終身保険と他の貯蓄手段のうちいずれによって貯蓄を行うかにつき、消費者は合理的な判断は下せない、と結論づけた。すなわち連邦取引員会は、第三者の立場から終身保険の利回りを試算した上で、生保業界が低利回りという商品自体の「欠陥」を隠蔽したまま消費者に同保険を販売するのは公正を欠く、と判断した。これは、すでに1960年代半ばから終身保険の低利回り性が問題となっていたにもかかわらず、それに対して弁明あるいは反論を行わずに、販売活動を展開してきた生保業界に衝撃を与えた。結局、利回り開示は全米レベルで実現されるにはいたらなかったが、米国の生保業界に2種類の新商品をもたらした。1つが終身保険の死亡保障機能と貯蓄機能を分離した「ユニバーサル・ライフ保険」であり、今1つが、契約当初3年ないし5年の間は、保険料を平準保険料式のそれよりも低く抑えておき、その期間経過後は、逆に平準保険料式のそれよりも高めの定額保険料に移行させる、「修正保険料式終身保険」であった。

いずれにしても今回の憲法裁判所の判決は、方針を指し示したものであって、具体的な規制内容の最終的な姿は、法案の確定を待たねばならない。今後それまでの間、消費者（団体）、生保業界、監督官庁等の利害関係者の間で議論が進んでいく。上述の被保険者同盟も「まったく譲歩するつもりはなく、われわれは大いに立法過程に介入する」といった意見表明を行っている⁽⁴⁵⁾。日本

(45) Herden, I. [2005] S. 95 参照。

の例で示したように、時価会計制度の浸透する中で、秘密準備金の「配当原資」部分と「財務上のバッファー」部分の区分がどのような形で行われ、かつ前者が個々の被保険者にとって透明な形でどう配分されるか、また米国生保業における新商品導入のように、新たな法的・規制的環境の中でドイツ生保会社がどういった対応策を講じていくか、今後の動向に注目しなければならない。

《参考文献》

- Baumhauer, M [2005] : “Karlsruhe und die stille Reserven: Nicht wirklich kundenfreundlich,” *Versicherungswirtschaft*, Heft 16, S. 1228.
- 江澤雅彦 [2002 - a] : 『生命保険会社による情報開示』成文堂。
- 江澤雅彦 [2002 - b] : 「わが国生命保険会社における時価会計制度—その導入と課題—」『生命保険論集』第139号, pp. 59-81。
- 江澤雅彦 [1993] : 「契約者配当制度に関する一考察—配当割当の「公平性」をめぐる—」『産業文化研究』第2号, pp. 41-53。
- 古瀬政敏 [1997] : 『生命保険ビッグバン—21世紀への課題と対応—』東洋経済新報社。
- 箸方幹逸 [1962] : 「保険経済の原理的把握—アメリカ保険理論を中心に—」『東京経大会誌』第37号, pp. 121-147。
- Herden, I. [2005] : “Den Schleier lüften,” *Capital*, 17, SS. 86, 88-89, 92, 94-95.
- 猪ノ口勝徳 [1998] : 「生命保険会社の時価会計について」『日本アクチュアリー会会報』第51号 (第2分冊), pp. 229-246。
- 岩崎 稜 [1994] : 「養老生命保険における利益配当—ドイツの動向」『文研論集』第106号, pp. 51-73。
- 金岡京子 [2002] : 「ドイツにおける生命保険約款改正—透明な生命保険約款実現の動向」『早稲田大学大学院法研論集』第101号, pp. 107-135。
- Müller, W. [1989] : “Verwalter oder Unternehmer? —Thesen zur Entwicklung der Versicherungswirtschaft,” *Versicherungswirtschaft*, 20 (15. Oktober), S. 1348-1351.
- Ruhkamp, S. [2005] : “Mehr Transparenz, aber nicht mehr Rendite: das Urteil des Bundesverfassungsgerichts zu Lebensversicherungen bringt den Verbrauchern nicht nur Vorteile,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 28. Juli 2005, S. 6-7.
- Schröder, J. [2005] : “Stille Reserven als Quelle der Überschussbeteiligung: die transparente Zukunft der Kapitallebensversicherung nach dem BVG-Urteil,” *Versicherungswirtschaft*, Heft 16, S. 1226-1227, 1229.
- Schradin, H. [2005] : “Beteiligung der Versicherungsnehmer an den stillen Reserven in der Lebensversicherung?” Institut für Versicherungswissenschaft an der Universität zu Köln, *Mitteilungen*, 2/2005, S. 1-8。
- Schönwitz, D. [2005] : “Nach Gutsherren,” *Wirtschaftswoche*, Nr. 31, SS. 88-89.
- Surminski, M. [2005] : “Was zu erwarten war,” *Versicherungswesen*, Nr. 16 (15. August) SS. 491-493.
- 清水耕一 [2002] : 「ドイツ法における配当付き養老保険契約の剰余金配当請求権について」『生命保険論集』No. 141, pp. 217-270。

- 清水耕一 [2001] : 「社員配当の弾力化についての一考察—生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告を素材として—」『生命保険論集』第137巻第 1 号, pp. 165-193 .
- 清水耕一 [2001] : 「ドイツ保険監督法による剰余金配当規制の限界—配当付き生命保険契約の法的性質論序説—」『阪大法学』第51巻第 4 号, pp. 79-106 .
- 下和田 功 [2001] : 「少子高齢社会と年金保険・個人年金保険税制—保険料控除制度を中心に—」『中南経営研究』第41巻 3・4号 (星野良樹教授退職記念論集) pp. 21-43 .
- 佐久間泰則 [1995] : 「欧州主要国の生命保険・個人年金税制の概要」『生命保険経営』第63巻第 2 号, pp. 135-148 .
- 田中健二 [1999] : 『時価会計入門』中央経済社 .
- Weber-Rey, D./ Ressos, A./ Mönnich, U. [2005] : “Lebensversicherung vor Veränderungen,” *Zeitschrift für Versicherungswesen*, Nr. 16/ 15 (August), SS. 494-496 .
- Wiebe, F. [2005] : “Kommentar/ Urteil setzt falsches Signal,” *Handelsblatt*, 27. Juli 2005.
- 山下友信 [1991] : 「契約者配当と保険契約者の解説請求権」『現代企業と法』 pp. 375-392 .